

今回は、10人以上で受講を希望する事業所向けの講習となります

出張

暑熱環境の「作業場で働く従業員」の方々の受講も有効です

熱中症予防管理者労働衛生教育

講習時間は、13:00～16:30までの半日講習となります(日程は要相談です)

事業所の行う熱中症対策については、令和7年6月1日から、早期発見のための体制整備や重篤化防止措置のための手順書の作成、関係作業員への周知が**罰則付きで義務化**されました。

足利労働基準協会では、「熱中症予防管理者」をはじめ、暑熱環境の作業現場で働く従業員の方々に、実効ある熱中症予防対策を講じていただけるよう、このたびの法令改正にあわせて、講習を開催することとしました。

この講習は、**今回の法令改正の内容を織り込んだうえで、厚生労働省通達(要綱)に示されたカリキュラムにより実施**いたしますので、この機会を逃さず受講くださるようお願いいたします。

対象者

熱中症予防の管理者(予定者)、一般の作業員で熱中症に対する知識が必要な方 など

講習の内容(通達によるカリキュラム+法令改正の要点)

- 1 熱中症の症状(30分)
熱中症の概要、職場における熱中症の特徴、体温・体液の調節、熱中症が発生する仕組みと特徴
- 2 熱中症の予防方法(150分)
暑さ指数(WBGT)、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、熱中症予防対策事例
- 3 緊急時の救急処置(15分)
緊急連絡網の作成及び周知、緊急時の救急措置
- 4 熱中症の災害事例(15分)
- 5 法令改正の要点(適宜)



受講料

11,000円 (1人) ※受講料には、テキスト代(資料代)などの諸経費及び消費税が含まれています
※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として1人3,300円が加算されます

申込方法

協会事務局までお電話(73-6660)でお申し込みください。

—熱中症は、体が暑さに慣れ(暑熱順化)ない、7月初めとお盆の長期休み明けに多発しています—